

# いじめの「防止対策」について

令和7年8月27日  
教育人事・指導課  
学校問題対応支援係

# 1 組織概要（人員体制）

## 【教育人事・指導課 学校問題対応支援係】

### 令和6年度

済美教育センター 管理係内 担当班

- ・ 統括指導主事 1名（他業務兼務）
- ・ 指導主事 1名（他業務兼務）
- ・ 学校管理職OB 5名（会計年度任用職員）



### 令和7年度

教育人事・指導課 学校問題対応支援係

- ・ 統括指導主事 1名
- ・ 指導主事 3名
- ・ 学校管理職OB 4名（会計年度任用職員）
- ・ 心理職 3名（会計年度任用職員）
- ・ 事務職 3名（係長1、職員2）

## ▷ 経緯

令和5年度に発生及び発覚した教育委員会事務局及び区立学校等における重大事故や不適切な事案等を受け、区長部局と連携し「杉並区教育委員会事務局等における不適切事案等の要因分析及び再発防止対策検討委員会」を設置した。本委員会における課題・要因分析及び有識者からの意見等とを踏まえ、再発防止策の一環として、学校問題の対応支援に係る専門組織を区役所本庁内の教育委員会事務局に設置することとした。

# 2 所掌事項

## ◎ 学校問題対応支援係（CEDAR）の所掌事務

- (1) 区立学校における安全指導及び生活指導に関すること。（安全教育、生活指導、警報発令時対応）
- (2) 区立学校における課題解決支援に関すること。（学校事故、不審者対応）
- (3) 教育SAT事業に関すること。
- (4) いじめ問題に関すること。

## ◎ 愛称CEDAR（シダー）に込められた意味

- ・ cedar = 杉並区の「杉」を意味する英語
- ・ C Communication（対話）
- ・ E Empathy（共感）
- ・ D Diversity（多様性）
- ・ A Assistance（支援）
- ・ R Resolution（解決）

# 3 いじめ対策に関する事業①

## 【未然防止・早期発見の取組】

### ▷ いじめ相談窓口カードの配布

時期：年度当初

対象：小学校1年生・中学校1年生は紙製カード、その他の学年はタブレットへのデータ配信

内容：杉並区教育委員会いじめ電話相談をはじめとした相談窓口の案内

こちらでも相談を受け付けています。

- ▶24時間子供SOSダイヤル  
0120-0-78310 (24時間受付)
- ▶東京都教育相談センター  
教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン  
0120-53-8288 (24時間対応)  
\*メールやSNS等でも相談できます。  
\*<https://e-sodan.metro.tokyo.lg.jp/>
- ▶東京都児童相談センター 東京子供ネット  
0120-874-374  
毎日午前9時～午後9時(土日祝は午後5時)  
\*12月29日から1月3日を除く
- ▶NPO法人ストップいじめ!ナビ  
ストップいじめ!ナビ いますぐ役立つ脱出策  
<https://stopijime.jp/>  
相談先に関する情報・いじめQ&A・攻略アイテム
- ▶NPO法人チャイルドライン支援センター  
チャイルドライン(18歳までの子ども専用電話)  
0120-99-7777 (毎日午後4時～午後9時)  
\*チャットでも相談できます。  
\*<https://www.childline.or.jp/chat/>

令和7年度版

苦しいとき つらいとき  
相談してみよう!!

杉並区教育委員会  
いじめ電話相談  
03-5307-0365

電話相談の受付：月曜日～金曜日の午前9時～午後5時  
\*土日、祝日、12月29日～1月3日はお休みです。

東京都教育委員会  
考えよう! いじめ・SNS@Tokyo

いじめ防止とSNSの適切な利用に役立つ  
ウェブサイト・アプリ

- 「こころ空模様チェック」アプリを使って、東京都いじめ相談ホットラインに電話ができます。
- こたエールで、ネット・スマホに関するトラブルの相談ができます。

電話相談 ▶0120-1-78302  
メール相談 ▶こたエール

こんなとき  
ひとりで心配しないで、相談してね。

- いじめられたり、傷つけられたりしているとき
- つらかったり、悲しかったり、苦しかったりするとき
- どうしたらよいかわからなくなったとき
- 友達やお家の人、先生に話しにくいとき

私たちはあなたの味方ですよ。  
ひとりでつらい思いを抱え込まないで、気軽に相談してね。  
あなたが安心できるように応援します。

あなた

本当の名前は言わなくてもいいよ。  
ニックネームでも大丈夫。  
言いたくないことは、言わなくてもいいよ。  
話したいことは何でも話していいよ。  
あなたのお話を聴かせてね。

相談について

- ★電話相談には、通話料がかかります。
- ★あなたの相談の秘密は絶対を守ります。
- ★どんなことでも真剣に耳を傾けます。
- ★保護者の方からの相談も受け付けています。

教育人事・指導課(いじめ電話相談 03-5307-0365)

# 3 いじめ対策に関する事業②

## 【未然防止・早期発見の取組】

### ▷ いじめ対策の推進周知用ポスター

- 時 期：11月のふれあい（いじめ防止強化）月間に  
合わせて学校に配布
- 対 象：小中学校全校の教室と校内掲示
- 内 容：女子美術大学学生によるプレゼンを経て  
選定した作品を掲示



# 3 いじめ対策に関する事業③

## 【未然防止・早期発見の取組】

### ▷ 教員周知用リーフレット（資料1）

時期：令和7年度当初 対象：小中学校全教員 内容：いじめ対応リーフレット配布

#### 4 いじめの重大事態発生時の対応

【重大事態】とは……  
 ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると思われるとき  
 ②相当の期間学校を欠席することや余儀なくされている疑いがあると認めるとき  
 欠席日数年層30日が目安、復帰した欠席の場合は30日に達しなくても迅速に対応  
 あるいは1つでも該当すると重大事態となる。  
 ※子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたとの申立てがあったときも対応

1 「学校いじめ対策委員会」として対応  
 ○いじめの情報の収集と記録・迅速な情報共有  
 ○事実確認のための調査（聞き取り等）の実施  
 ○指導や支援の体制・対応方針の決定

2 事実の第一着（取組）  
 【学校関係対応支援係へ】  
 03-5307-0365

3 事実の報告  
 【ふれあい月間調査及び  
 毎月の発生報告等】

4 事実の詳細報告  
 【所定の様式に記入】

5 区長へ発生報告  
 都教委へ発生報告

6 調査  
 【杉並区いじめ対策委員会】による調査

7 調査結果報告  
 【報告書】

8 報告

9 区長 審判 杉並区いじめ対策委員会 区長

10 実施

#### 杉並区立学校 いじめ対応リーフレット

令和7年4月

#### 1 子どもを見つめる ～教職員向けチェックリストの活用～

いじめ問題を解決するためには、いじめの兆候にいち早く気づき、早期の対応を図ることが大切です。次の視点から子どもを見つめ、何かおかしきとと思ったら迷わず、様々なチャットネルからの情報収集を行うとともに組織的に取り組むことが大切です。

1 行動・態度	2 身体・服装	3 発言・表情	4 交友・関係
<input type="checkbox"/> 笑顔がなく、悲んでいる。 <input type="checkbox"/> 視線をそらし、色めそうしない。 <input type="checkbox"/> 表情がこえす、ふざけこんで行動がない。 <input type="checkbox"/> 感情の起伏が激しい。	<input type="checkbox"/> ぼんやりとしていることが多い。 <input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいでいる。 <input type="checkbox"/> 肩のこぼれが激しい、おどおどしている。 <input type="checkbox"/> いつか一人ぼっちである。	<input type="checkbox"/> 身体に原因が不明の傷や腫れがある。 <input type="checkbox"/> 顔色が悪く、活気がない。 <input type="checkbox"/> 口を不定常で動かしている。 <input type="checkbox"/> ショックや不安が表れたり震ったりしている。	<input type="checkbox"/> ぼんやりとしていることが多い。 <input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいでいる。 <input type="checkbox"/> 肩のこぼれが激しい、おどおどしている。 <input type="checkbox"/> いつか一人ぼっちである。
5 遊び・活動	6 交友・関係	7 発言・表情	8 交友・関係
<input type="checkbox"/> 遊びの場が減少している。 <input type="checkbox"/> 友達から仲間はずれにされている。 <input type="checkbox"/> 特定のグループと常に行動を共にしていない。 <input type="checkbox"/> よくけんかをする。	<input type="checkbox"/> 交友関係が減少している。 <input type="checkbox"/> 交友関係が急激に悪化している。 <input type="checkbox"/> 交友関係が急激に悪化している。 <input type="checkbox"/> 交友関係が急激に悪化している。	<input type="checkbox"/> 発言が減少している。 <input type="checkbox"/> 発言が減少している。 <input type="checkbox"/> 発言が減少している。 <input type="checkbox"/> 発言が減少している。	<input type="checkbox"/> 交友関係が減少している。 <input type="checkbox"/> 交友関係が急激に悪化している。 <input type="checkbox"/> 交友関係が急激に悪化している。 <input type="checkbox"/> 交友関係が急激に悪化している。
9 交友・関係	10 交友・関係	11 交友・関係	12 交友・関係
<input type="checkbox"/> 交友関係が減少している。 <input type="checkbox"/> 交友関係が急激に悪化している。 <input type="checkbox"/> 交友関係が急激に悪化している。 <input type="checkbox"/> 交友関係が急激に悪化している。	<input type="checkbox"/> 交友関係が減少している。 <input type="checkbox"/> 交友関係が急激に悪化している。 <input type="checkbox"/> 交友関係が急激に悪化している。 <input type="checkbox"/> 交友関係が急激に悪化している。	<input type="checkbox"/> 交友関係が減少している。 <input type="checkbox"/> 交友関係が急激に悪化している。 <input type="checkbox"/> 交友関係が急激に悪化している。 <input type="checkbox"/> 交友関係が急激に悪化している。	<input type="checkbox"/> 交友関係が減少している。 <input type="checkbox"/> 交友関係が急激に悪化している。 <input type="checkbox"/> 交友関係が急激に悪化している。 <input type="checkbox"/> 交友関係が急激に悪化している。

#### 2 いじめを知る ～定義に基づく確実ないじめの認知～

いじめかどうかは、いじめを受けた子どもの側から判断します。いじめ防止対策推進法第2条第1項「いじめ」の定義

・行為をした者（A）も、行為を受けた者（B）も児童生徒であること  
 ・AとBの間に一定の人間関係があること  
 ・Aの行為がBに対して心理的または物理的な被害を与えていること  
 ・当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

履行の法による「いじめ」は、行為を受けた子どもの「主観」が全てです。行為が軽微であったとしても、その子どもが心身の苦痛を感じれば「いじめ」です。

#### 3 いじめの対応～いじめの発見から対応まで～

(1) いじめの発見（いじめの疑いがある場合を含む）

子どもからの訴え・報告 保護者からの訴え・報告 教職員の気づき  
 関係教職員からの報告 「いじめアンケート」の内容 地域からの情報

※いじめ、どこで、だれが、なぜ、何を、どのようにといった観点から、事実を正確・客観的に記録し報告する。

(2) 管理職への報告

いじめ（いじめの疑いがある場合も含む）を発見したら、速やかに管理職（校長、副校長）へ報告する。

いじめの発見（いじめの疑いがある場合も含む）

即時対応・事実確認 関係教職員への連絡（担任、生活指導主任等）

管理職（校長、副校長）への報告

※いじめを発見した場合は様々な対応が発生するが、その都度、速やかに管理職（校長、副校長）へ事実を報告・相談する。

(3) 学校いじめ対策委員会の開催

校長は、いじめの発覚後「学校いじめ対策委員会」を速やかに開催する。そのメンバーには学校のスクールカウンセラーを必ず加え、その役割を明らかにしておく。発生したいじめの実態・緊急性に応じて、スクールソーシャルワーカー等の必要な人選を行う。

学校いじめ対策委員会  
 ※いじめ防止対策推進法第22条に基づき、学校が設置した組織

校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生活指導主任、学年主任、保健教諭、SC等  
 ※必要に応じてスクールソーシャルワーカー、SSW等も加える。

※「学校いじめ対策委員会」を開催した際には、必ず議事録を作成する。

#### (4) 解消に向けた対応

正確な事実に基づき、解消に向けた手立てを「学校いじめ対策委員会」で協議し、対応方針等を立てる。その方針については、全教職員が共通理解し、組織的に問題解決を図る。

ア 対応方針

緊急性（自傷、不登校、脅迫、暴行等の危険度）を確認し、子どもの安全を最優先とする。  
 対応方針（いつ、だれが、どのように対応するのか）を決め、全教職員に周知する。その際、留意すべきことを確認する。

イ 事実関係の整理

すでにある記録と「いじめアンケート」の内容等から、聞き取りによって確認すべき内容を明確にする。  
 関係者への聞き取りは複数の教職員で、被害・加害・関係する子どもを個別に、可能な限り同時進行で行う。 ※「事実確認」と「指導」を明確に区別する。  
 聞き取った情報（発生日時、場所、内容等）を一元化し、「いじめの概要」「子どもの心理」等を含むいじめの全体像を把握する。

ウ 役割分担

いじめを受けた子どもからの聞き取り調査と支援（聴取対応）  
 いじめを行った子どもからの聞き取り調査と指導（聴取対応）  
 指導したり慰問したりした子どもと、学校や学年等の関係者への指導  
 必要に応じて特別支援教育委員会、校内他の組織との連携  
 関係者への報告及び対応

エ 深刻ないじめの発覚及びいじめによる重大事態が発生したときの対応

教育人事・指導課 学校関係対応支援係への報告  
 関係課機関（杉並区保健課、子ども家庭支援センター、児童相談所、医療機関、学校法律相談所等）への連絡

オ 教育委員会による、いじめを行った子どもへの出席停止措置

区教育委員会は、いじめを受けた子どもが安心して教育を受けられるようにするために、学校教育法第35条1項の規定に基づき、いじめを行った子どもの出席停止を命じることができる。この措置については、いじめの状況等に応じて、学校と相談・協議の上、教育委員会が議決するものである。

(5) 定期的・継続的な経過観察・確認の実施

ア 解消の確認

①相当の期間（少なくとも3か月）いじめに係る行為が止まっていること  
 ②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

イ 経過観察

いじめが解決した後も、いじめを受けた子ども、いじめを行った子どもも人間関係を継続して観察する。

ウ 定期的な確認

※スクールカウンセラーを活用した、いじめを受けた子どもへの経過観察  
 ※学校いじめ対策委員会等を活用した、関係の子どもについての情報交換

# 3 いじめ対策に関する事業④

## 【未然防止・早期発見の取組】

### ▷ いじめの防止等に関する条例周知用クリアファイル

時 期：令和7年度中

対 象：全児童・生徒

内 容：「杉並区いじめの防止等に関する条例」の周知を目的としたクリアファイルを配布予定

### ▷ 弁護士による小学校4年生及び中学校1年生向けいじめに関する授業

時 期：令和7年度中

対 象：小学校第4学年 129クラス 3,887人、中学校第1学年 2,297人（年度当初数値）

内 容：杉並区教育委員会と第一東京弁護士会とのいじめ防止授業に関する連携協定に基づき実施

その他：アンケートの実施（資料2）

# 3 いじめ対策に関する事業⑤

## 【未然防止・早期発見の取組】

### ▷ いじめに関するアンケート

時 期：年3回（6月、11月、3月）

対 象：全児童・生徒

内 容：東京都教育委員会「ふれあい（いじめ防止強化）月間（6・11月）」に加え、区独自に3月に調査実施（資料3）

### ▷ 小中学校全校におけるいじめ対策委員会の月次開催

時 期：毎月各校の定める日

対 象：小中学校全校

内 容：小中学校各校にて、毎月必ず「いじめ対策委員会」を開催し、自校内のいじめの事案の対応方針などを検討

### ▷ 小中学校全校のいじめに関わる内容の月次報告

時 期：令和7年度5月から毎月

対 象：小中学校全校

内 容：「いじめ対策委員会」の開催の有無、いじめの認知件数と解消件数などを学校問題対応支援係（CEDAR）に報告

# 3 いじめ対策に関する事業⑥

## 【いじめ問題対応の取組】

### ▷教員の職層別いじめ対策研修の実施

- (1) 若手教員育成研修（1年次）  
「いじめ・不登校の未然防止、初期対応、自殺予防」「保護者等との関わり」
- (2) 若手教員育成研修（2年次）  
「いじめ・不登校初期対応・組織的対応」「体罰の根絶に向けて」
- (3) 校長・園長研修  
「いじめ防止及び対応」
- (4) 副校長・副園長研修  
「いじめ防止及び対応」
- (5) 主幹教諭研修  
「杉並区子どもの権利に関する条例について」「いじめ未然防止・早期解決に向けて」
- (6) いじめ防止対策研修  
動画視聴（校内研修などで活用可）
- (7) 生活指導主任会

# 3 いじめ対策に関する事業⑦

## 【いじめ問題対応の取組】

### ▷ 教育委員会いじめ電話相談 (資料4)

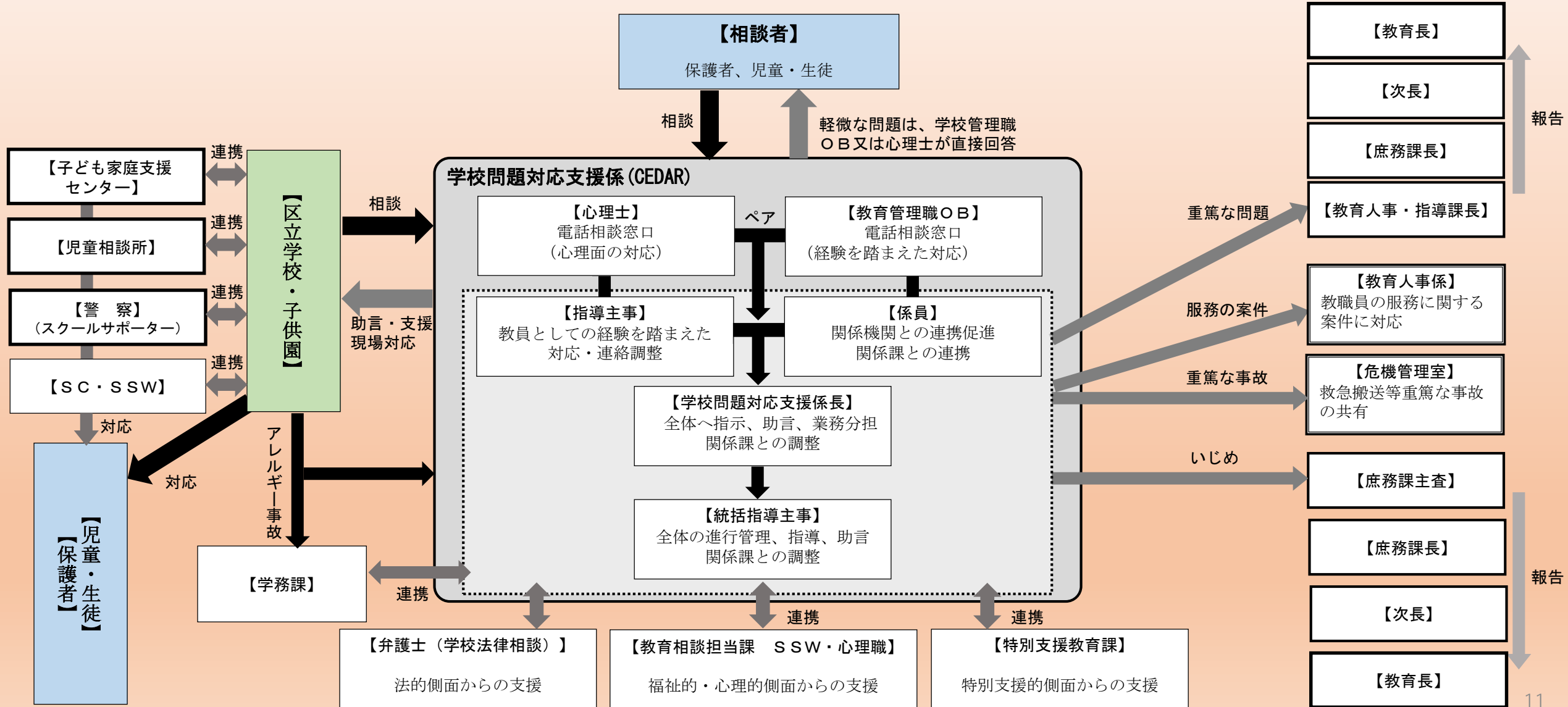
学校で起きるいじめをはじめとした事件・事故・学校の課題に対して、学校問題対応支援係(CEDAR)において相談を受け、必要な助言、対応の支援を行う。

また、緊急性の高い事案、重大性のある事案などに関しては、教育委員会事務局内をはじめ、区長部局と連携するとともに指導主事をはじめ、心理職や学校管理職OBが学校等を訪問し、事案への助言、対応支援を行う。

### (参考) その他の相談窓口について (資料5)

学校問題対応支援係(CEDAR)の他にも東京都や国が行っている相談の窓口がある。

# 4 学校問題対応支援係 (CEDAR) の対応フロー



# 5 いじめ対策に関する課題①

## ▷ 法律の専門家の必要性

学校問題対応支援係（CEDAR）での相談対応では、法的な問題がないかの相談内容への対応、児童・生徒の代理人として弁護士が選定され窓口になっている場合などの対応の際に法的な知見が少ない。

このことから、今後のいじめ相談の充実を図るため、学校問題対応支援係の構成に弁護士を含めることの検討が必要である。

## ▷ 学校での組織対応

いじめの対応は、組織的に行うこととしているが、いじめの認知後、学校での対応において担任まかせになっているケースが存在していることへの懸念がある。組織対応とはいかにして行うべきかを研修などを通じて全教職員に周知していく必要がある。

## ▷ いじめの報告件数と認知・対応件数の関係

今年度より、毎月末いじめの件数を学校から教育委員会に報告している。この報告の中で、学校の認知件数と対応件数とに齟齬が生じている。このことから学校でのいじめの発生（認知）に対し、どのように対応をしているのかという点で、学校に正確な報告を求める説明を検討していく必要がある。

# 5 いじめ対策に関する課題②

## ▷ いじめの捉え方の周知

学校問題対応支援係（CEDAR）への保護者からの相談の中で、「学校はいじめと捉えてくれている。」「学校の対応に不信感がある。」などの声が届いている。

「ものがなくなった」「暴力を受けた」などの訴えがあった場合に被害児童・生徒が苦痛を感じたかどうかという部分をしっかりと聞き取り、いじめとして対応していくことの必要性を透させる必要がある。